

質問票に対する回答

⑰ ①～⑱ に該当しないもの

5. 住民説明会の運営・住民周知について

	質問要旨	回答要旨
1	市長、知事の説明(スクリーンに映した)資料が欲しい。	9月28日(月)に大阪市ホームページに掲載しました。 https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000513378.html
2	視聴会場で質問できないのはおかしい。賛成派の意見を一方的に聞かされるのは説明会とはいえない。質問時間をもっととるべき。	今回の住民説明会では、新型コロナ対策から、できるだけオンラインで説明をお聴きいただけるよう呼び掛け、ご質問は市ホームページ等で受け付けていました。インターネット環境がない方もおられるため、視聴会場を設けておりました。会場でもすべての方のご質問にお答えすることは困難であり、視聴会場にも広げることとはしていませんでした。 住民説明会は、賛成、反対意見を紹介するのではなく、特別区設置協定書の内容を分かりやすく説明するため、なぜ、特別区制度が必要なのか、どのような制度なのかを行政としてご説明しているものです。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・反対の主張を聞きたい。両者を比較して判断できない。 ・反対意見を受け付け、説明パンフレットに入れるべき。 ・賛成、反対を選ぶ資料がない。配布すべき。 	住民説明会(説明パンフレット)は、賛成、反対意見を紹介するのではなく、特別区設置協定書の内容を分かりやすく説明するため、なぜ、特別区制度が必要なのか、どのような制度なのかを行政としてご説明しているものです。 なお、特別区設置協定書の作成について議論が行われた第35回「大都市制度(特別区設置)協議会」では、各会派による賛成、反対の意見表明が行われており、市のホームページにも掲載しております。 https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000403834.html
4	年寄りが分かりやすいような説明にして欲しい。スマホ、自治会等を使ってやれば良い。	ケーブルテレビ(J:com:Baycom、地デジ11Ch:1日2回30分)でも説明番組を放映しており、スマートフォンがあれば、YouTubeでご覧いただくこともできます(市の公開は、10月11日まで)。 https://www.youtube.com/watch?v=YRRoOdysmfk&feature=youtu.be https://www.youtube.com/watch?v=t4132NEk-rQ&feature=youtu.be なお、地域団体を対象に制度説明に伺うことも行っています。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑応答時間が短い。 ・説明会では質問したい方が多く、質問することさえできなかった。 ・より多くの疑問に答えるため、事前に集める等しないのは何故か。 	住民説明会は、市民の皆さまに集中してお聴きいただけるよう、2時間を目途に時間を組んでおり、できる限りの説明を尽くしたうえで、分からない部分についてお答えすることとし、運営しておりました。 なお、市民の方の疑問にお答えするため、この質問票や質問フォームにより受け付けた質問に対する回答の送付やホームページ掲載を順次行っており、また、説明会後も電話によるお問い合わせ窓口を設けていますので、そちらもご活用いただきたいと思います。 (質問回答の掲載ページ) https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000515898.html (お問い合わせ窓口) 06-6208-8989

	質問要旨	回答要旨
6	一度、反対をされたものをなぜ何度も説明会をするのか。	前回、住民投票により否決された特別区設置協定書ではなく、今回、新たに大阪府議会及び大阪市会で「特別区設置協定書」が承認され、特別区設置に関する住民投票が行われることとなったため、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」の規定に沿って行っているものです。
7	質問を受け付けてください。反対派のアジ演説を聞きたくて集まっているわけではありません。質問でない発言に厳しい態度で臨んでください。	質問については、司会より簡潔にさせていただくようお願いをしております。何卒ご了承いただきますようお願いいたします。
8	説明パンフレットが全戸配布されていますが、あちこちに散乱しています。駅、コンビニ等に設置して配布した方が良かったと思います。	パンフレットが散乱していることに対し、ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございません。住民投票を行うにあたっては、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、市民の方にわかりやすい説明に努めたいと考えており、説明の機会が行き届くよう、全戸配布を行っております。
9	松井市長は、パンフレットについて、都構想にはデメリットはなく、かかるコストは投資だと僕たちは思っているからデメリットは載せない、推進に偏っていると特別参加は間違っているとおっしゃっていましたが「僕たち」とは維新議員のことですか、公明党や市役所の役人も含めているということですか。説明動画については、知事、市長も職員の不適切発言を認めていましたが、動画についても不適切だったと認めますか。	パンフレットは、特別区設置協定書の内容について、なぜ、特別区制度が必要なのか、どのような制度なのかをご説明しているものであり、メリット、デメリットを行政として位置づけしていません。基本的に市長が発言する、「僕たち」とは、市長と知事のことを発言されているものと考えています。説明動画に関し、職員の不適切な発言がございましたことにつきましては、お詫び申し上げます。内容については適切なものと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
10	オンライン説明会が限定公開になっているので、YouTube上で誰にも見られるようにしていただきたいです。	ご指摘ありがとうございます。配信後に限定公開となる設定となっておりましたが、3日以降の分は改めさせていただきます。
11	在阪テレビ局に知事・市長が出演していただき、討論会だけでなく、内容の説明や市民の質問に答えて欲しい。都構想では、あまり出演がないが、TV局からオファーがないのか、出演を断っているのか。オンライン説明会は落ち着いて視聴でき、質疑もわかりやすく感染拡大の心配もない。回数を増やしてはどうか。	テレビ出演は、テレビ局からの依頼に基づいて、出演可能な場合に行っており、また、番組内容についてもテレビ局が決定しています。なお、オンライン説明会については、告示日までの開催（告示日以降は、政治活動と混同される可能性が高いため）としており、回数を増やすことは困難です。
12	IRの詳細な説明がなかったが、説明して欲しい。	今回は、特別区設置協定書に関する説明会であるため、IRについての詳細な説明はありません。
13	情報収集するにつれ、反対意見が多くて混乱する。本当に信用できるのか不安になる。反対派に対する反対意見をもっと打ち出さないのは何故か。	制度に対するご意見は、自由にできるものであるため、大阪市として個々に反論するようなことはありませんが、特別区制度を正しくご理解いただくため、説明パンフレットの全戸配布をはじめ、ホームページでのQA紹介、質問票や大阪市HP問い合わせフォームで質問をお受けし回答しています。

	質問要旨	回答要旨
14	知事・市長がマスクを外してしゃべっていたのは何故か。	知事・市長については、参加者の方との距離が十分に確保され、隣席とはアクリル板で遮断されているため、参加者の皆さんに聞きやすいよう、また、聴覚障がいをお持ちの方に配慮する観点からマスクを外しています。
15	他の方が質問した内容を共有してもらえるのか。	回答を作成次第、順次ホームページで共有します。
16	大阪経済の動き(生産性の向上、観光局の件、税金、府市両方の機構の一元化)は、なぜパンフレットに載せないのか。	パンフレットについては、特別区設置協定書及び特別区制度の内容について説明するために作成したのですが、市長・知事の説明資料は、その後、補足資料として作成されたため、パンフレットには掲載できておりません。このため、別途、大阪市ホームページに掲載しております。
17	住民サービスの充実について、東京都の実績例や、市長が任命した行政区長では取り組みスピードが遅いことなど、もっと具体例を出して、メリット、デメリットを広報すべきではないか。	<p>東京都区における取り組み事例につきましては、住民説明会における市長説明資料において、また、行政区長の権限と裁量拡大や取り組みの限界につきましては、市が作成した「特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)の意義・効果」に関する資料において、それぞれ、ご説明させていただいております。</p> <p>【住民説明会の市長説明資料】</p> <p>https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/cmsfiles/contents/0000513/513378/shicyoushiryou.pdf</p> <p>【特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)の意義・効果:住民サービスの充実・地域の発展(身近な基礎自治の充実編)】</p> <p>https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/cmsfiles/contents/0000427/427538/03_kouhou_siryousiryou.pdf</p>
18	説明パンフレットについて、都構想の効果として記載されている8ページ下部の「万博、IR、リニア中央新幹線、北陸新幹線」の事業は、住民投票と無関係ではないのか。また、パンフレットの説明は公平性を欠いており、公金で作成すべきではないのではないか。	<p>「特別区設置協定書(説明パンフレット)」は、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づき、市民の皆さまに「特別区設置協定書」の内容に関するご理解を深めていただけるよう、協定書の記載事項に加え、「大都市制度(特別区設置)協議会」でとりまとめられた「特別区制度」の概要を記載したものです。</p> <p>8ページ下段、「副首都 東西二極の一極を担う大阪(副首都ビジョン)」の記載につきましては、副首都としての発展をめざす大阪の中長期的な取り組み方向を取りまとめた「副首都ビジョン」に沿って、今後の大阪の主な動きをお示ししたものです。</p>
19	パンフレットのQ13は、大阪市廃止に賛成か、反対かの判断材料とはいえない。大阪市廃止に直接関連する重要事項をあげるべきだ。賛成派のための質問で、公的な説明書にふさわしくない。	パンフレットには、皆さまからよくあるご質問を選んで記載しております。

	質問要旨	回答要旨
20	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪都構想に反対する著名人を集めた公開討論会を行うつもりはあるか。 ・反対派意見との討論を公の場でしてもらえるのか。 	<p>大阪市としては、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づき、市民の皆さまへ「特別区設置協定書」の内容について分かりやすい説明に努める必要から、会場やオンラインでの住民説明会の開催やケーブルテレビの放送、「特別区設置協定書(説明パンフレット)」の全戸配布等を進めてきたところであり、公開討論会を開催する予定はありません。</p> <p>なお、賛成派、反対派の討論会とはなりませんでしたが、令和2年8月14日及び9月7日に、有識者の専門的見地から特別区制度についての見解を述べていただく「特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)に係る住民理解促進のための意見交換」を開催しており、市のホームページに概要を掲載しておりますのでご覧ください。</p> <p>【特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)に係る住民理解促進のための意見交換について】 https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000511426.html</p>
21	<p>前回の住民投票のようなテレビCMを今回も行うのか。</p>	<p>前回、各種政党や団体がCMを行っていたことは承知していますが、大阪市として、テレビCMは行っており、今回も予定はありません。</p>
22	<p>司会者が質問者を指名するうえでバイアスがかかっていると思わざるを得ない。公平・中立な指名をしていただきたい。</p>	<p>説明会の運営については、至らぬ点もあったと思いますが、質問者の指名については、挙手された中からバランス良く指名するよう努めており、バイアスがかかっている訳ではありません。</p>
23	<p>今回の住民投票に関わるパンフレットの作成並びに動画、その他の予算執行の内容を説明願いたい。</p>	<p>特別区設置協定書の理解促進に係る予算額の内訳は、次のとおりです。</p> <p>(1)印刷経費等(周知ビラ、パンフレット、タブロイド)：211,306千円 (2)住民説明会経費(会場使用料、手話通訳、感染症対策など)：31,409千円 (3)オンライン説明会経費(運営及び動画配信、手話通訳など)：2,108千円 (4)デジタルサイネージ、ケーブルテレビ番組放送：14,234千円</p>
24	<p>住民投票では、大阪市を廃止と明言をしているのに、今日の説明会では、特別区を設置する件と言っているのはおかしいのではないか。</p>	<p>今回の住民投票は、大阪市を廃止して、特別区を設置することについて、賛成か、反対かを求めるものです。</p>
25	<p>スマホやパソコンを持たない世代や人々にもわかりやすい方法を考えて欲しい。</p>	<p>ケーブルテレビ(J:com:Baycom、地デジ11Ch:1日2回30分)での説明番組の放映(10/10まで)や特別区設置協定書(説明パンフレット)の全戸配布等を行ったところです。</p>
26	<p>質問者がその質問に至った根拠を話している途中で司会者が遮った。公正面から改めるべき。</p>	<p>説明会の運営については、至らぬ点もあったと思いますが、住民説明会における質疑応答にあたっては、できるだけ多くの方にご質問をいただきたいという観点から、質問は1つとし、簡潔にさせていただくことや、特別区制度について理解を深めていただくための説明会であることから特別区制度に関するご質問をしていただくことをお願いし、運営しておりましたので、ご理解いただきたいと思っております。</p>

	質問要旨	回答要旨
27	住民説明会の受付が報道寄りになっている。足の悪い方もおられる市民が距離の長いところになっている。報道のフラッシュも焚き続けているのは視覚的にも悪い。市民の方が大事ではないか。	説明会の運営については、至らぬ点もあったと思いますが、各会場における参加者の方の利便性や安全性を考慮した動線を踏まえて配置を決めており、市民の方を優先して検討してまいりました。
28	コロナウイルスの影響で住民説明会の回数が減っていますが、妥当な回数と考えているのか。	新型コロナウイルス感染防止を踏まえ、1回当たりの参加定員をできる限り多くするため大型民間施設での説明会を開催する必要があったこと、また、事前申込制としたことから、限られた期間で、前回のよう回数開催は困難だったと考えています。
29	公報や説明に、特別区を設置するメリット、デメリット、特別区を設置しないメリット、デメリットがわかりやすく見えるようなやり方を願います。	「特別区設置協定書(説明パンフレット)」は、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づき、市民の皆さまに「特別区設置協定書」の内容に関するご理解を深めていただけるよう、協定書の記載事項に加え、「大都市制度(特別区設置)協議会」でとりまとめられた「特別区制度」の概要を記載したものです。なお、大阪市として、メリット・デメリットという区分けはしておりません。
30	パンフレットの内容を読めば分かることばかりで、時間の無駄のような気がしました。疑問点を質問させていただこうと思いましたが、簡潔に書いてもとても500字では表すことが不可能です。	住民説明会では特別区設置協定書の内容について理解を深めていただくため、なぜ、特別区制度が必要なのか、どのような制度なのかを説明パンフレットをもとにご説明させていただきました。加えて、知事からは大阪の広域の成長の観点から、市長からは大阪府・市の歴史を交えた補足説明があったところです。 なお、電話によるお問い合わせ窓口も設けていますので、ご活用ください。 (質問回答の掲載ページ) https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000515898.html (電話によるお問い合わせ) 06-6208-8989
31	・住民が意見を述べる機会もなく、質問の時間や機会も与えられない。市民にとってリスクの大きい今回の法案は、もっと時間を要して説明会を膝と膝を向い合せて時間をかけて説明を行うべきではないか。 ・この特別区設置協定書の中身では住民は判断できない、もっと詳しい説明が必要だ。	会場での説明会については、コロナ禍において市民の皆さまが密になる機会をできる限り避ける観点から、大規模な集客施設において8回開催するとともに、会場に出向かれることなく、ご自宅から双方向のやりとりが可能なオンラインでの説明会を3回開催することとしたものです。 また、会場及びオンラインでの説明会の様子を自宅等でご覧いただけるようにYouTubeによるライブ配信及び録画配信も行い、ネット環境が整っていない世帯の方には、区役所などで説明会の様子を視聴できる会場を設けるとともに、ケーブルテレビにおいて制度の説明を行う番組を延べ42回放送したところです。 市民の方の疑問にお答えするため、この質問票や質問フォームにより受け付けた質問に対する回答の送付やホームページ掲載を順次行っており、また、説明会後も電話によるお問い合わせ窓口を設けていますので、そちらもご活用いただきたいと思います。 (質問回答の掲載ページ) https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000515898.html (お問い合わせ窓口) 06-6208-8989

	質問要旨	回答要旨
32	<p>行政がウソのデータを堂々と提示して住民に不確かな予想値だけを示し、説明会と称して一方的に偏った情報だけを提供することは、公平な判断の機会をもてないように住民を欺く行為ではないか。</p> <p>今回の提示された数字は、全くの出まかせとは言わないが、数ある判断の一指標としての価値しかないことに触れることなく、住民にあたかも福祉サービスの低下はありませんと説明する行為は、詐欺行為ではないか。</p>	<p>説明会の資料に掲載しているデータは公的機関等で公表しているデータをお示しており、これらをもとに説明しているものです。</p>
33	<p>住民説明会の質疑応答時に、大阪の広域行政の判断のリーダーシップを大阪府の職員が持つことに不安を感じざるを得ないとの意見に対し、松井市長は、答えになっていない大阪府警の職員数で話を捻じ曲げた。説明をせず、住民の質問を無視する行為は市長のあるべき資質に欠ける行為ではないか。</p>	<p>広域行政の大阪府への一元化について、市長は、既に一元的に担っている大阪府警の事例をもって説明したものであり、質問を無視したものではありません。</p>
34	<p>今回の住民説明会だけでは、十分な説明責任を果たしてもらえないとの思いをもっている大阪市民が何パーセント存在するのかを正確に調査し、住民投票までに公表してください。</p>	<p>説明会の開催は終了しており、また、今後の開催予定もないことから、調査を行う予定はありません。</p>
35	<p>・マスコミでは4日で公的な説明会は全部終わったとのことだったが、10月7日のオンライン説明会について、その実施をメディアに対し発信したか。</p> <p>・10月7日のオンライン説明会に申し込んだが、「参加できません」という内容ではなかった。それも想定済みで、大阪市解体賛成の内輪の話ではないか。</p>	<p>住民説明会については、9月7日付けで報道発表をしており、10月7日のオンライン説明会の実施についても、その中でご案内しています。</p> <p>10月7日のオンライン説明会に申し込み頂いた方については、定員の範囲内であったため、重複申込の方を除き、全員の方に参加のご案内をしたところです。</p>
36	<p>説明会でいろいろ質問があったと思う。住民投票のかなり前に回答があると思うが、質問の内容、背景の事実をちゃんと調べて回答してもらいたい。</p>	<p>大阪市行政オンラインシステムの入力フォームや特別区設置協定書に関する質問票によりお寄せいただいたご質問については、その文面から出来る限り質問の内容等を踏まえて回答させていただいております。</p>
37	<p>住民説明会はたった8回しか実施されておらず、質疑応答も約30分しか無い。丁寧な説明はされていない。</p> <p>オンラインで実施するから良いと思うのは大間違い。パソコンや携帯を持っていない市民、機器操作が不慣れな市民がいることを忘れないで欲しい。</p>	<p>住民説明会の実施にあたっては、コロナ禍における新たな生活様式に対応し、市民の皆さまが密になる機会をできる限り避けるため、大型民間施設等で回数を限定して開催することとしたところです。</p> <p>ご質問については、お問い合わせ専用電話の回線を増やして対応するとともに、10月10日までは大阪市行政オンラインシステムの入力フォームや特別区設置協定書に関する質問票にて受け付けさせていただきました。</p> <p>パソコン等をお持ちでない市民の皆さまには、ケーブルテレビで説明番組を放送したほか、パンフレット等の説明資料を全戸に配布することで、特別区設置協定書の内容をご理解いただけるよう取り組んできたところです。</p>

	質問要旨	回答要旨
38	<p>・今の大阪のここが悪いから特別区で改善し、こうなるともっと細かく説明がほしかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京一極集中が一貫として進み、大阪は、経済活動の全国シェアの低下や、所得・税収の伸び悩みなど、長期にわたって低落傾向が続いています。また人口減少・超高齢社会は、3大都市圏の中でもいち早く到来する見込みです。このため、生産人口の減少や税収の減少、社会保障経費の増加、地域コミュニティの弱体化、複雑多様化する地域課題への対応、新型コロナウイルス感染症や大規模災害など、危機事象への備えといった課題に直面していきます。 ・こうした大阪が直面している様々な課題を解決するためには、大阪が成長し、豊かな住民生活を実現できる大都市の仕組みが必要です。 ・このため、広域行政の司令塔を大阪府に一本化し、二重行政を将来にわたり制度的に解消させるとともに、住民に身近なことは、住民に選ばれた区長・区議会が決定する特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)の実現が必要と考えています。 ・広域機能を府に一元化することにより、二重行政を制度的に解消し、大阪のさらなる成長を実現することが期待できます。 ・4つの特別区を設置することで、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、地域の実情に応じたきめ細かな住民サービスを提供することが可能になると考えています。
39	<p>説明パンフレット10頁:新たな政策課題への重点投資に関して、この項は、現行の大阪市の下で実施できているものですか、特に記載する必要はないのではないですか。</p>	<p>・知事と市長の下で現在進められている府市連携・成長戦略の一元化により得られた効果をもとに新たな政策課題への重点投資を行っていることを記載したものです。</p>
40	<p>説明会で松井市長が大阪市は高齢化が進んでおり、生産年齢が減少していると言っていたが、税収収支グラフでは右肩上がりになっており、つじつまが合わない。なぜ右肩上がりになるのか、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「法人2税(府税・決算額)」と「法人市民税(市税・決算額)」のグラフに関するご質問と考えます。 ・「法人2税(府税・決算額)」については、大阪府における2010年度から2018年度の法人2税(法人事業税、法人府民税)の決算額の推移をまとめ、他府県の状況と比較したものです。また「法人市民税(市税・決算額)」については、2010年度から2018年度の大阪市における同税の決算額の推移をまとめたものです。 ・景気の緩やかな回復を背景に、大阪が成長軌道に乗る中で、企業業績が堅調に推移したことなどが影響しているものと考えます。
41	<p>吉村知事は今回の件100点ではないかもしれないがと言われましたが、何点になる予想だと思いませんか。</p>	<p>知事の認識を述べられたものと考えています。</p>
42	<p>「なぜ大阪市以外の政令指定都市では、特別区制度を検討しようという声が上がらないのか」という質問に対しての松井市長の回答は事務局からの回答と異なっているが、なぜか。</p>	<p>市長の回答につきましては、市長の認識を表明したものと考えます。</p>